



kikkoman

キッコーマン株式会社

証券コード 2801

第106回 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成29年6月27日（火曜日）午前10時

場所

東京都中央区銀座八丁目21番1号
住友不動産汐留浜離宮ビル
ベルサール汐留 地下1階ホール

目次

P.1 第106回定時株主総会招集ご通知

P.3 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

(添付書類)

P.14 事業報告

P.43 連結計算書類

P.45 計算書類

P.47 監査報告書

証券コード 2801
平成29年6月5日

株主各位

千葉県野田市野田250番地
キックマン株式会社
代表取締役社長 **堀切功章**

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、次ページをご参照の上、平成29年6月26日（月曜日）午後4時35分（野田本社営業終了時）までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時

場 所 東京都中央区銀座八丁目21番1号
住友不動産汐留浜離宮ビル ベルサール汐留 地下1階ホール

本総会は開催場所が前回と異なっておりますので、末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。

目的事項

報告事項

- 第100期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第100期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | | | |
|-------|------------|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 | 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第2号議案 | 取締役10名選任の件 | 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

代理人により議決権を行使する場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。その際、代理人の方は代理権を証明する書面を会場受付にご提出下さい。

株主総会にご出席願えない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、下記の行使期限までに到着するようにご返送下さい。

行使期限 平成29年6月26日（月曜日）午後4時35分 到着分まで



インターネットによる議決権行使

51ページの【インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点】をご確認の上、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力下さい。

議決権行使書とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

行使期限 平成29年6月26日（月曜日）午後4時35分 入力分まで

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kikkoman.co.jp/ir/shareholder/meeting/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kikkoman.co.jp/ir/shareholder/meeting/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主各位に対する配当政策を重要な経営課題の一つとして位置付け、企業基盤の強化、今後の事業の拡充、連結業績等を勘案しながら、利益配分を行っていくことを基本方針としております。


当期の期末配当につきましては、上記方針に基づく検討の結果、1株につき普通配当18円といたしたいと存じます。これにより、中間配当金16円を加えた年間配当金は、前期から2円増配し、34円となります。

- | | |
|-------------------------|--------------------------------------|
| 1. 配当財産の種類 | 金銭 |
| 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき金18円
総額 3,477,439,062円 |
| 3. 剰余金の配当が効力を生じる日 | 平成29年6月28日 |

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役11名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	1	<small>もぎ ゆうざぶろう</small> 茂木 友三郎 (昭和10年2月13日生)	再任																												
<div style="display: flex; align-items: center;">  <div> <p>■ 略歴並びに当社における地位及び担当</p> <table border="0"> <tr> <td>昭和 33年 4月</td> <td>当社入社</td> <td>平成 16年 6月</td> <td>代表取締役会長CEO</td> </tr> <tr> <td>昭和 54年 3月</td> <td>取締役</td> <td>平成 23年 6月</td> <td>取締役名誉会長 取締役会議長 現在に至る</td> </tr> <tr> <td>昭和 57年 3月</td> <td>常務取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和 60年 10月</td> <td>常務取締役 (代表取締役)</td> <td>平成 26年 6月</td> <td>公益財団法人日本生産性本部会長 現在に至る</td> </tr> <tr> <td>平成 元年 3月</td> <td>専務取締役 (代表取締役)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 6年 3月</td> <td>取締役副社長 (代表取締役)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 7年 2月</td> <td>代表取締役社長</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div> </div>				昭和 33年 4月	当社入社	平成 16年 6月	代表取締役会長CEO	昭和 54年 3月	取締役	平成 23年 6月	取締役名誉会長 取締役会議長 現在に至る	昭和 57年 3月	常務取締役			昭和 60年 10月	常務取締役 (代表取締役)	平成 26年 6月	公益財団法人日本生産性本部会長 現在に至る	平成 元年 3月	専務取締役 (代表取締役)			平成 6年 3月	取締役副社長 (代表取締役)			平成 7年 2月	代表取締役社長		
昭和 33年 4月	当社入社	平成 16年 6月	代表取締役会長CEO																												
昭和 54年 3月	取締役	平成 23年 6月	取締役名誉会長 取締役会議長 現在に至る																												
昭和 57年 3月	常務取締役																														
昭和 60年 10月	常務取締役 (代表取締役)	平成 26年 6月	公益財団法人日本生産性本部会長 現在に至る																												
平成 元年 3月	専務取締役 (代表取締役)																														
平成 6年 3月	取締役副社長 (代表取締役)																														
平成 7年 2月	代表取締役社長																														
<p>所有する当社の株式数 1,016,569株</p> <p>取締役会への出席状況 11回/11回</p>																															
<p>■ 重要な兼職の状況</p> <table border="0"> <tr> <td>公益財団法人日本生産性本部会長</td> <td>カルビー(株)社外取締役</td> </tr> <tr> <td>東武鉄道(株)社外監査役</td> <td>(株)オリエンタルランド社外取締役</td> </tr> <tr> <td>(株)フジ・メディア・ホールディングス社外監査役</td> <td></td> </tr> </table>				公益財団法人日本生産性本部会長	カルビー(株)社外取締役	東武鉄道(株)社外監査役	(株)オリエンタルランド社外取締役	(株)フジ・メディア・ホールディングス社外監査役																							
公益財団法人日本生産性本部会長	カルビー(株)社外取締役																														
東武鉄道(株)社外監査役	(株)オリエンタルランド社外取締役																														
(株)フジ・メディア・ホールディングス社外監査役																															
<p>■ 取締役候補者とした理由</p> <p>茂木友三郎氏を取締役候補者とした理由は、当社グループでの経営全般における豊富な経験に基づき、取締役としての役割を果たすことにより、企業価値の向上に寄与することができると期待したためであります。</p>																															

候補者番号

2

ほりきり のりあき
堀切 功章 (昭和26年9月2日生)

再任



■ 略歴並びに当社における地位及び担当

昭和 49年 4月	当社入社	平成 23年 6月	代表取締役専務執行役員
平成 14年 6月	関東支社長		キッコーマン食品(株)
平成 15年 6月	執行役員		代表取締役社長
平成 18年 6月	常務執行役員		現在に至る
平成 20年 6月	取締役常務執行役員	平成 25年 6月	代表取締役社長CEO
			現在に至る

所有する当社の株式数
747,193株
取締役会への出席状況
11回/11回

■ 重要な兼職の状況

キッコーマン食品(株)代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

堀切功章氏を取締役候補者とした理由は、当社グループでの経営全般における豊富な経験に基づき、取締役としての役割を果たすことができ、また当社グループの戦略実現を通して企業価値の向上に寄与することができるかと期待したためであります。

候補者番号

3

やまざき こういち
山崎 孝一 (昭和26年11月1日生)

再任



■ 略歴並びに当社における地位及び担当

昭和 49年 4月	当社入社	平成 22年 6月	取締役常務執行役員
平成 13年 9月	経理部長	平成 28年 6月	取締役専務執行役員
平成 16年 6月	執行役員		現在に至る
平成 20年 6月	常務執行役員		

所有する当社の株式数
12,282株
取締役会への出席状況
11回/11回

■ 重要な兼職の状況

—

■ 取締役候補者とした理由

山崎孝一氏を取締役候補者とした理由は、当社グループでの経営及び経営企画等における豊富な経験に基づき、取締役としての役割を果たすことができ、また担当部門の戦略実現を通して企業価値の向上に寄与することができるかと期待したためであります。

候補者番号 **4** **しまだ まさなお** **島田 政直** (昭和25年7月29日生) **再任**



■ 略歴並びに当社における地位及び担当

昭和 48年 4月	当社入社	平成 24年 10月	KIKKOMAN SALES USA, INC.
平成 13年 12月	KIKKOMAN TRADING EUROPE GmbH 代表社員		取締役社長 現在に至る
平成 18年 6月	執行役員	平成 25年 6月	取締役常務執行役員
平成 21年 6月	常務執行役員	平成 28年 6月	取締役専務執行役員 現在に至る

所有する当社の株式数
16,000株
取締役会への出席状況
11回/11回

■ 重要な兼職の状況

KIKKOMAN SALES USA, INC. 取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

島田政直氏を取締役候補者とした理由は、当社グループでの経営及び国際事業における豊富な経験に基づき、取締役としての役割を果たすことができ、また担当事業の戦略実現を通して企業価値の向上に寄与できると期待したためであります。

候補者番号 **5** **なかの しょうざぶろう** **中野 祥三郎** (昭和32年3月28日生) **再任**



■ 略歴並びに当社における地位及び担当

昭和 56年 4月	当社入社	平成 23年 6月	常務執行役員
平成 20年 4月	経営企画部長	平成 27年 6月	取締役常務執行役員 現在に至る
平成 20年 6月	執行役員		

所有する当社の株式数
316,000株
取締役会への出席状況
11回/11回

■ 重要な兼職の状況

—

■ 取締役候補者とした理由

中野祥三郎氏を取締役候補者とした理由は、当社グループでの経営及び財務経理部門等における豊富な経験に基づき、取締役としての役割を果たすことができ、また担当部門の戦略実現を通して企業価値の向上に寄与できると期待したためであります。

候補者番号

6

しみず かずお
清水 和生 (昭和28年12月13日生)

新任



■ 略歴並びに当社における地位及び担当

昭和 55年 4月	当社入社	平成 20年 6月	KIKKOMAN FOODS, INC.
平成 16年 6月	経営企画室調査渉外担当部長		取締役社長
平成 18年 6月	執行役員		現在に至る
		平成 25年 6月	常務執行役員
			現在に至る

■ 重要な兼職の状況

KIKKOMAN FOODS, INC.取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

清水和生氏を取締役候補者とした理由は、当社グループでの経営及び国際事業における豊富な経験に基づき、取締役としての役割を果たすことができ、また担当事業の戦略実現を通して企業価値の向上に寄与することができると期待したためであります。

所有する当社の株式数
12,000株

候補者番号

7

もぎ おさむ
茂木 修 (昭和42年9月2日生)

新任



■ 略歴並びに当社における地位及び担当

平成 8年 10月	当社入社		
平成 23年 7月	海外事業部長代理		
平成 24年 6月	執行役員		
平成 27年 6月	常務執行役員		
	現在に至る		

■ 重要な兼職の状況

—

■ 取締役候補者とした理由

茂木修氏を取締役候補者とした理由は、当社グループでの経営及び国際事業における豊富な経験に基づき、取締役としての役割を果たすことができ、また担当部門の戦略実現を通して企業価値の向上に寄与することができると期待したためであります。

所有する当社の株式数
94,500株

候補者番号 **8** **ふくい としひこ** **福井 俊彦** (昭和10年9月7日生) **再任** **社外** **独立**



■ 略歴並びに当社における地位及び担当

昭和 33年 4月	日本銀行入行	平成 15年 3月	日本銀行総裁
昭和 61年 9月	日本銀行営業局長	平成 20年 12月	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所理事長
平成 元年 9月	日本銀行理事		現在に至る
平成 6年 12月	日本銀行副総裁		現在に至る
平成 10年 11月	(株)富士通総研理事長	平成 21年 6月	当社取締役
平成 14年 6月	当社取締役		現在に至る

所有する当社の株式数
5,000株
取締役会への出席状況
11回/11回

■ 重要な兼職の状況

一般財団法人キャノングローバル戦略研究所理事長 信越化学工業(株)社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

取締役候補者福井俊彦氏は社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、主に金融の分野で指導的な役割を果たした同氏の豊富な経験と幅広い知識に基づく、大所高所からの取締役会の意思決定に対する監督を期待したためであります。

候補者番号 **9** **おざき まもる** **尾崎 護** (昭和10年5月20日生) **再任** **社外** **独立**



■ 略歴並びに当社における地位及び担当

昭和 33年 4月	大蔵省入省	平成 15年 2月	矢崎総業(株)顧問
平成 3年 6月	国税庁長官		現在に至る
平成 4年 6月	大蔵事務次官	平成 17年 6月	当社取締役
平成 6年 5月	国民金融公庫総裁		現在に至る
平成 11年 10月	国民生活金融公庫総裁		

所有する当社の株式数
1株
取締役会への出席状況
11回/11回

■ 重要な兼職の状況

富士急行(株)社外取締役 (株)ワコールホールディングス社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

取締役候補者尾崎護氏は社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、主に行政及び金融の分野で指導的な役割を果たした同氏の豊富な経験と幅広い知識に基づく、大所高所からの取締役会の意思決定に対する監督を期待したためであります。

候補者番号

10

いのくち
井口

たけお
武雄

(昭和17年4月9日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
6,000株
取締役会への出席状況
10回/11回

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

昭和 40年 4月	大正海上火災保険(株)入社	平成 19年 7月	三井住友海上火災保険(株)
平成 8年 4月	三井海上火災保険(株) 代表取締役社長		シニアアドバイザー 現在に至る
平成 12年 6月	三井海上火災保険(株) 最高執行責任者 (CEO) 代表取締役会長・社長	平成 20年 6月	当社監査役
平成 13年 10月	三井住友海上火災保険(株) 代表取締役会長 共同最高経営責任者	平成 26年 6月	当社取締役 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

三機工業(株)社外監査役

(株)カネカ社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

取締役候補者井口武雄氏は社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、主に企業経営における同氏の豊富な経験と幅広い知識に基づく、大所高所からの取締役会の意思決定に対する監督を期待したためであります。

- (注) 1. 各候補者のうち、現に当社の取締役である候補者の当社における担当につきましては、招集ご通知に添付の事業報告28ページに記載の通りであります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者福井俊彦氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。なお、同氏は平成14年6月26日から平成15年3月19日までの期間においても、当社の社外取締役に在任しておりました。
4. 社外取締役候補者尾崎護氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
5. 社外取締役候補者井口武雄氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。なお、同氏は平成20年6月24日から平成26年6月24日までの期間において、当社の社外監査役に在任しておりました。
6. 社外取締役候補者である井口武雄氏が三機工業(株)の社外監査役在任中、同社は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札について、社内調査の結果、独占禁止法違反行為があったことが明らかとなったため、公正取引委員会に課徴金減免制度の適用申請を行い、平成26年3月31日付でこの旨を公表しました。同社は平成27年10月9日に公正取引委員会から排除措置命令を受けましたが、課徴金減免制度の適用が認められたことから課徴金納付命令は受けませんでした。また、同社は、排除措置命令を受けたことに伴い平成28年7月8日から30日間、建設業法に基づく営業停止処分を受けました。同氏は、日頃から取締役会や監査役会において、法令順守の観点から助言や意見表明を行っておりましたが、上記事実について報告を受けた後は、直ちに同社が講じるべき措置について助言等を行い、また、その後も再発防止策の策定及び同社グループ全体の内部統制システムの強化に向けた取り組み並びに本件事実の公表等について適時適切に助言等を行うなど、その職責を果たしております。
7. 現在社外取締役である福井俊彦、尾崎護及び井口武雄の3氏の選任が承認された場合、当社は3氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額となっております。
8. 当社は、社外取締役候補者福井俊彦、尾崎護及び井口武雄の3氏を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。なお、社外取締役候補者である井口武雄氏は三井住友海上火災保険(株)のシニアアドバイザーであり、当社グループは三井住友海上火災保険(株)と損害保険の取引がありますが、当該取引は当社グループの連結売上高の2%未満であり、当社の定める社外役員に関する独立性基準（13ページ「社外役員の独立性基準」ご参照）を満たしております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役高後元彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

候補者

こうご もとひこ
高後 元彦 (昭和16年2月11日生)

再任

社外

独立



■ 略歴及び当社における地位

昭和 42年 4月 弁護士登録 (東京弁護士会)
平成 6年 10月 紀尾井坂法律特許事務所
(現 紀尾井坂テーミス総合
法律事務所) パートナー
現在に至る
平成 21年 6月 当社監査役
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

紀尾井坂テーミス総合法律事務所パートナー

■ 社外監査役候補者とした理由

高後元彦氏は社外監査役候補者であります。同氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験が、主に法令や定款の順守に係る見地から、監査役としての職務の執行に資すると期待したためであります。

所有する当社の株式数
6,000株
取締役会への出席状況
11回/11回
監査役会への出席状況
8回/8回

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者高後元彦氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
3. 現在監査役である高後元彦氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額となっております。
4. 当社は、社外監査役候補者高後元彦氏を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成28年6月23日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された遠藤一義氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされており、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、改めて補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次の通りであります。

候補者

えん どう かず よし
遠藤 一義 (昭和23年1月20日生)

社外

独立



■ 略歴及び当社における地位

昭和 52年 4月 弁護士登録 (東京弁護士会)
 平成 14年 9月 芝綜合法律事務所パートナー
 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

芝綜合法律事務所パートナー

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

遠藤一義氏は補欠の社外監査役候補者であります。同氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験が、主に法令や定款の順守に係る見地から、監査役としての職務の執行に資すると期待したためであります。

所有する当社の株式数
 一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 補欠の社外監査役候補者が監査役に就任する場合は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額となっております。
3. 当社は、遠藤一義氏が社外監査役に就任した場合、同氏を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出る予定であります。

ご参考

社外役員の独立性基準

当社は、社外役員の独立性に関する基準を定め、当社と利害関係のない独立した社外役員を選任することとしており、すべての社外取締役、社外監査役を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。なお、社外役員の独立性に関する基準においては、当該社外役員が次の各項のいずれにも該当してはならないとしております。

- (1) 現在又は過去において、当社グループ会社の業務執行取締役、その他の業務を執行する役員、従業員等である者
- (2) 現在又は過去5年間に於いて、二親等内の親族（以下「近親者」という。）が当社グループ会社の業務執行取締役、その他の業務を執行する役員、従業員等である場合
- (3) 現在又は過去3年のいずれかの事業年度において、当社連結売上高の2%以上を占める取引高を有する企業の業務執行取締役、その他の業務を執行する役員、従業員等である者
- (4) 現在又は過去3年のいずれかの事業年度において、社外役員の本籍企業の連結売上高の2%以上を占める取引高を当社グループ会社と有し、社外役員が当該本籍企業の業務執行取締役、その他の業務を執行する役員、従業員等である者
- (5) 当社グループ会社から、現在又は過去2年のいずれかの事業年度において、年間1,000万円以上の報酬を受領するコンサルタント、会計士、弁護士等の専門的サービス提供者
- (6) 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接に保有する者、又は企業の場合はその取締役、監査役、会計参与、業務を執行する役員、従業員等である者
- (7) 当社グループ会社が総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接に保有する企業の取締役、監査役、会計参与、業務を執行する役員、従業員等である者
- (8) 当社グループ会社から現在又は過去3年の事業年度の平均で、年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている組織の業務を執行する理事又はその他業務を執行する者
- (9) 社外役員の本籍組織が、その年間総収入の30%を超える寄付又は助成を当社グループ会社から受け、社外役員が当該組織の業務を執行する理事又はその他業務を執行する者
- (10) 当社との間で取締役又は監査役を相互に派遣している会社の役員、従業員等である者
- (11) その他当社との間に重要な利害関係がある者
- (12) 上記(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)に規定する者の近親者

以 上

添付書類

事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、米国や欧州で回復が緩やかに続いているものの、中国をはじめとする新興国の減速で、全体としては成長がやや鈍化しております。一方、日本経済も、世界経済同様、回復ペースは緩やかにとどまっております。

このような状況下における、当社グループの売上は、国内については、しょうゆ、飲料が堅調に推移し、食品、酒類が前期を下回ったものの、全体としてほぼ前期並みとなりました。海外については、円高による為替換算の影響を受けましたが、現地通貨ベースでは、しょうゆは北米、欧州、アジア・オセアニアともに売上を伸ばし、食料品卸売事業も好調に推移し、前期の売上を上回りました。

以上の結果、当期の連結業績は、売上高は4,021億7千4百万円（前期比98.5%）、営業利益は328億4千2百万円（前期比100.7%）、経常利益は320億3千7百万円（前期比103.2%）、親会社株主に帰属する当期純利益は238億1千万円（前期比119.3%）となりました。

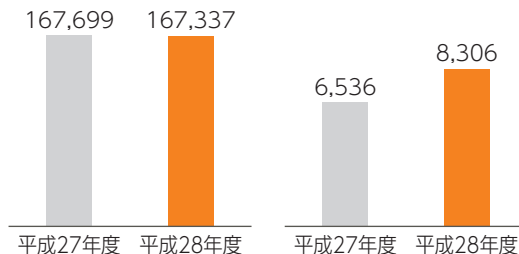
各事業別の業績の概要は次の通りであり、各事業の主要な事業内容については、24ページに記載の通りであります。

売上高**4,021億74百万円****前期比98.5%****営業利益****328億42百万円****前期比100.7%****経常利益****320億37百万円****前期比103.2%****親会社株主に帰属する当期純利益****238億10百万円****前期比119.3%**

国内

食料品製造・ 販売事業

売上高 (単位：百万円) 営業利益 (単位：百万円)



しょうゆ部門

しょうゆは、家庭用分野では「いつでも新鮮」シリーズが、新鮮な生しょうゆのおいしさ、鮮度維持、使いやすさという付加価値が市場に浸透し、商品ラインアップ、店頭販促やテレビ広告も強化した結果、順調に拡大を続けており、部門全体で数量、金額ともに前期を上回りました。



食品部門

つゆ類は、家庭用分野では、「いつでも新鮮贅沢白だし」「鯛だし塩鍋つゆ」「海老だし鍋つゆ」「だししっかり減塩つゆ」等の高付加価値品が売上に寄与しましたが、主力の「本つゆ」のリニューアルに伴う価格体系変更による売上減もあり、つゆ類全体としては前期を下回りました。たれ類は、主力商品である「わが家は焼肉屋さん」で「ジワっと辛い旨辛だれ」等の商品ラインアップの強化や、市場が堅調に推移したことにより、たれ類全体として前期を上回りました。

「うちのごはん」は、様々なプロモーションやテレビ広告、店頭販促活動を行いました。そうざいの素市場低迷の影響もあり、前期を下回りました。デルモンテ調味料は、「リコピンリッチ」のテレビ広告効果もあり、高付加価値品を中心に主力のトマトケチャップが伸長し、前期を上回りました。この結果、部門全体としてはつゆ類の売上減が影響し、前期の売上を下回りました。



飲料部門



豆乳飲料は、健康志向の高まりを背景に、特定保健用食品の商品が伸長しました。また、飲用だけでなくレシピ本を活用し料理用として訴求するなど、テレビや雑誌等の各メディアと連携を図りながら、市場拡大につながる販促活動を実施し、前期の売上を上回りました。

デルモンテ飲料は、野菜ジュースが前期の売上を下回ったものの、主力となるトマトジュースや、ギフト、果汁飲料はキャンペーン等の販促活動により売上を伸ばし、デルモンテ飲料全体として前期の売上を上回りました。この結果、部門全体としても前期の売上を上回りました。

酒類部門

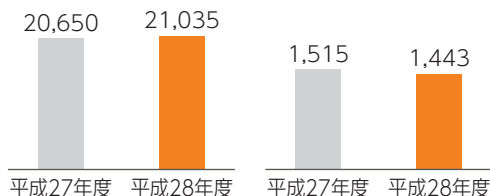


本みりんは、「米麹こだわり仕込み本みりん」、料理酒は、「国産米こだわり仕込み料理の清酒」等の高付加価値品は順調に推移しましたが、一方でギフトや加工・業務用が振るわず、本みりん全体として前期を下回りました。国産ワインは、伊勢志摩サミットに採用された「甲州酵母の泡」等の日本ワインが引き続き順調に推移しましたが、1.8L等の業務用大型容器が前期を下回り、前期並みとなりました。輸入ワインは低価格帯の商品が振るわず前期を下回りました。この結果、部門全体としては前期の売上を下回りました。

以上の結果、国内 食料品製造・販売事業の売上高は1,673億3千7百万円（前期比99.8%）、営業利益は83億6百万円（前期比127.1%）と、減収増益となりました。

その他事業

売上高（単位：百万円） 営業利益（単位：百万円）



臨床診断薬や衛生検査薬、運送事業が前期の売上を上回り、部門全体として前期の売上を上回りました。

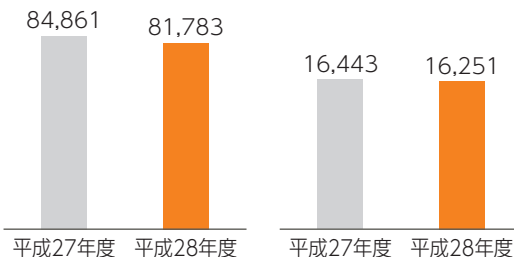
この結果、国内 その他事業の売上高は210億3千5百万円（前期比101.9%）、営業利益は14億4千3百万円（前期比95.3%）と、増収減益となりました。



海外

食料品製造・ 販売事業

売上高 (単位：百万円) 営業利益 (単位：百万円)



しょうゆ部門



北米市場においては、家庭用分野では、主力商品であるしょうゆに加え、しょうゆをベースとした調味料等の拡充に引き続き力を入れ、当社のブランド力を活かした事業展開を行ってまいりました。また、加工・業務用分野では顧客のニーズに合わせたきめ細かな対応を行い、両分野とも順調に推移しました。この結果、現地通貨ベースでは前期の売上を上回りました。



欧州市場においては、重点市場であるドイツ、フランス等で堅調に売上を伸ばし、現地通貨ベースでは前期の売上を上回りました。

アジア・オセアニア市場においては、マレーシア等で売上を伸ばしました。また、中国の製造・販売会社の実績が第4四半期より加わり、現地通貨ベースでは前期を大きく上回りました。

この結果、部門全体では為替換算の影響により、前期の売上を下回ったものの、現地通貨ベースでは前期の売上を上回りました。



デルモンテ部門

天候不順の影響によりフィリピン産パイナップル缶詰の供給が不足し、主要市場である香港、中国をはじめとする全市場に影響し、前期の売上を下回りました。

その他食料品部門

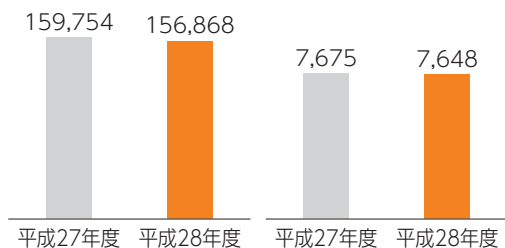
一般店舗ルート、医師ルート向けの健康食品の売上が好調に推移したことから、現地通貨ベースでは前期の売上を上回りました。



以上の結果、海外食料品製造・販売事業の売上高は817億8千3百万円（前期比96.4%）、営業利益は162億5千1百万円（前期比98.8%）と、減収減益となりました。

食料品卸売事業

売上高（単位：百万円） 営業利益（単位：百万円）



北米ではアジア系マーケットにとどまらず、ローカルマーケットへのさらなる浸透を進め、現地通貨ベースでは売上を伸ばしました。また、欧州、アジア・オセアニアでは引き続き市場が拡大しており、各地域で売上は順調に推移し、現地通貨ベースでは前期の売上を上回りました。

この結果、海外食料品卸売事業の売上高は1,568億6千8百万円（前期比98.2%）、営業利益は76億4千8百万円（前期比99.7%）と、減収減益となりました。



■ 事業別売上金額

事業別名称	当 期	前 期	対前期	
	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	金 額	前期比
国内 食料品製造・販売事業	百万円 167,337	百万円 167,699	百万円 △361	% 99.8
国内 その他事業	21,035	20,650	384	101.9
海外 食料品製造・販売事業	81,783	84,861	△3,077	96.4
海外 食料品卸売事業	156,868	159,754	△2,885	98.2
調整額	△24,851	△24,594	△257	—
合 計	402,174	408,372	△6,198	98.5

(2) 設備投資等の状況

当期中において実施した設備投資等の総額は121億円で、その主なものは次の通りであります。

■ 当期中において継続中の主要設備

国内 食料品製造・販売事業	キッコーマン食品(株)野田工場	しょうゆ製造設備の新設
---------------	-----------------	-------------

(3) 資金調達の状況

当期中において、長期借入、増資又は社債発行等による大規模な資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成27年度を初年度とし、平成29年度を最終年度とする中期経営計画を定めております。グループ全体の経営課題として「収益性の向上」を掲げ、事業別には「海外事業の成長継続」と「国内事業の生産性向上」を課題としております。

海外については、しょうゆ事業を中心に今後も当社グループの牽引役として成長を果たしてまいります。

北米は、高付加価値化等により既存のユーザーの使用機会を増やすとともに、しょうゆ未使用者及びライトユーザーの開拓を進めることによって、安定的な成長を果たしてまいります。

欧州では、しょうゆの拡売に注力し、既存市場の深耕に加え、新規市場を開拓することで、今後も2桁成長を果たしてまいります。

アジアでは、国や地域に合った販売施策を展開し、この地域の高い経済成長力を取り込んでまいります。

東洋食品卸事業では、日本食市場の拡大が続く中、グループの強みであるグローバルネットワークと質の高い商品・サービスをさらに磨き、確固たる地位を確立させてまいります。

国内については、しょうゆに、つゆ類、たれ類を加えたしょうゆ関連調味料の成長と収益力向上をめざします。しょうゆでは、「いつでも新鮮」シリーズの売上拡大に引き続き努め、高付加価値化を進めてまいります。また、「うちのごはん」については、この成長カテゴリーにおける地位をさらに強化してまいります。

デルモンテ飲料については、商品開発、販売促進を強化し、市場におけるデルモンテブランドの存在価値を高めてまいります。また、豆乳においては、生産体制の強化と需要拡大のマーケティング活動を通じて、市場においてさらに強固なポジションを確立してまいります。

酒類では、家庭用みりんのシェア拡大とともに付加価値のあるワインの提供に注力してまいります。

バイオ化成品では、事業の見直しを図り収益力を高めてまいります。

財務上では、営業キャッシュ・フローを有効に活用することが課題であり、成長分野を中心とする設備投資や株主還元を行うとともに、新規事業投資の機会を探ってまいります。さらに、利益率の改善、資産効率の向上とともに、資本効率をあげることも重要な経営戦略の課題であり、ROEを目標指標としております。

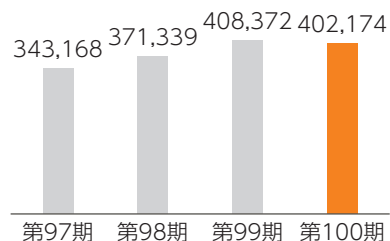
株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

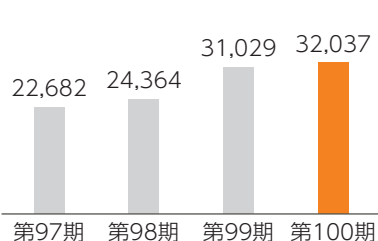
区 分	第97期 (平成26年3月期)	第98期 (平成27年3月期)	第99期 (平成28年3月期)	第100期 (当期) (平成29年3月期)
売上高 (百万円)	343,168	371,339	408,372	402,174
経常利益 (百万円)	22,682	24,364	31,029	32,037
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	12,559	15,382	19,964	23,810
1株当たり当期純利益 (円)	62.82	78.20	102.67	123.28
総資産 (百万円)	349,103	378,766	365,671	361,248
純資産 (百万円)	210,407	238,431	225,675	244,437
1株当たり純資産額 (円)	1,045.62	1,210.77	1,160.05	1,242.71

(注) 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の数字は、表示単位未満を四捨五入しております。

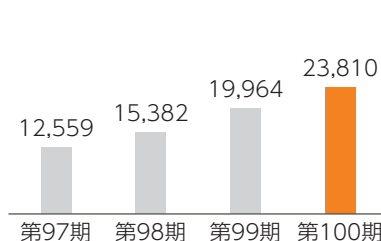
売上高 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
キッコーマン食品(株)	百万円 5,000	% 100.0	食料品の製造及び販売
キッコーマン飲料(株)	百万円 100	100.0	飲料の販売
キッコーマンビジネスサービス(株)	百万円 100	100.0	グループ共通の間接業務の提供
キッコーマンバイオケミファ(株)	百万円 100	100.0	医薬品、各種酵素、化成品等の製造及び販売
日本デルモンテ(株)	百万円 10	100.0	飲料、調味料の製造
マンズワイン(株)	百万円 900	100.0	ワイン、その他酒類の製造及び販売
JFCジャパン(株)	百万円 228	100.0 (29.8)	食料品、雑貨類の輸出入及び販売
平成食品工業(株)	百万円 10	100.0	調味料の製造
江戸川食品(株)	百万円 10	100.0	穀類、エキス類の製造
北海道キッコーマン(株)	百万円 350	100.0	調味料の製造
流山キッコーマン(株)	百万円 300	100.0	みりん、その他酒類の製造
埼玉キッコーマン(株)	百万円 10	100.0	レトルト食品の製造
テラヴェール(株)	百万円 350	100.0	ワイン、その他酒類の輸入及び販売
宝醤油(株)	百万円 100	56.1	調味料の製造及び販売
キッコーマンソイフーズ(株)	百万円 3,585	100.0	豆乳飲料、業務用食材の製造及び販売
日本デルモンテアグリ(株)	百万円 10	100.0	農産品及び農業用資材の販売
総武物流(株)	百万円 60	100.0	運送業及び倉庫業
(株)総武サービスセンター	百万円 13	100.0	製造作業受託及び業務請負業
KIKKOMAN FOODS, INC.	千米ドル 6,000	100.0	調味料の製造
KIKKOMAN SALES USA, INC.	千米ドル 400	100.0	調味料の販売

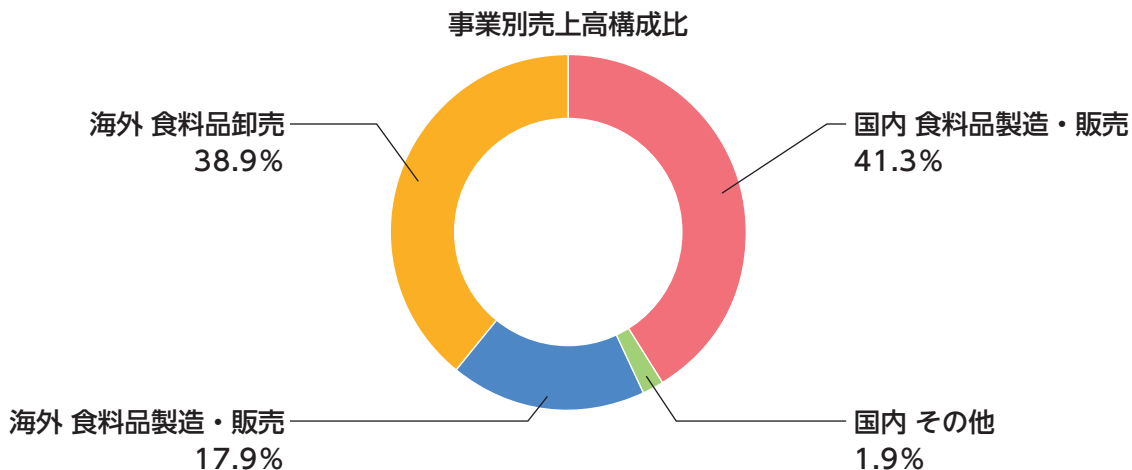
会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
JFC INTERNATIONAL INC.	千米ドル 1,760	% 100.0	食料品、雑貨類の輸出入及び販売
JFC INTERNATIONAL (CANADA) INC.	千カナダドル 4,535	100.0 (70.0)	食料品の輸入及び販売
KI NUTRICARE, INC.	千米ドル 49,692	100.0	栄養補助食品、健康食品の製造及び販売 会社の持株会社
COUNTRY LIFE, LLC	—	100.0 (100.0)	栄養補助食品、健康食品の製造及び販売
KIKKOMAN FOODS EUROPE B. V.	千ユーロ 12,705	100.0	調味料の製造
KIKKOMAN TRADING EUROPE GmbH	千ユーロ 255	100.0 (5.0)	調味料の販売
JFC INTERNATIONAL (EUROPE) GmbH	千ユーロ 1,500	100.0 (13.7)	食料品、雑貨類の輸入及び販売会社等の 持株会社
KIKKOMAN (S) PTE. LTD.	千シンガポールドル 7,500	100.0	調味料の製造
KIKKOMAN TRADING ASIA PTE LTD	千シンガポールドル 500	100.0	調味料の販売
DEL MONTE ASIA PTE LTD	千米ドル 240	100.0	デルモンテ製品の販売
SIAM DEL MONTE COMPANY LIMITED	百万タイバツ 850	95.6 (95.6)	デルモンテ製品の製造
KIKKOMAN AUSTRALIA PTY. LIMITED	千オーストラリアドル 500	100.0	調味料の販売
JFC HONG KONG LIMITED	千香港ドル 600	100.0 (70.0)	食料品、雑貨類の輸入及び販売
JFC AUSTRALIA CO PTY LTD	千オーストラリアドル 250	100.0 (75.0)	食料品、雑貨類の輸出入及び販売
JFC (S) PTE. LTD.	千シンガポールドル 7,200	100.0 (60.0)	食料品、雑貨類の輸入及び販売
亀甲万（上海）貿易有限公司	千人民元 3,000	100.0	調味料の販売
統萬股份有限公司	千台湾元 120,000	50.0	調味料の製造
統万珍極食品有限公司	千人民元 300,000	50.0	調味料の製造及び販売

(注) 1. 出資比率の () 内は間接保有を内数で示しております。

2. 平成食品工業(株)は、平成29年4月1日付で江戸川食品(株)を吸収合併し、同日付でキッコマンフードテック(株)に社名変更いたしました。

(7) 主要な事業内容

事業別名称	区分	主要な商品又は役務	売上高 構成比
国内 食料品製造・販売事業	しょうゆ部門	キッコーマンしょうゆ ヒゲタしょうゆ 等	41.3
	食品部門	キッコーマンつゆ類、たれ類 デルモンテ調味料 等	
	飲料部門	豆乳飲料 デルモンテ飲料 等	
	酒類部門	マンジョウみりん マンズワイン、輸入酒類 等	
国内 その他事業		臨床診断薬、衛生検査薬、加工用酵素、化成品 等 不動産賃貸事業 運送事業 グループ会社内の間接業務の提供 等	1.9
海外 食料品製造・販売事業	しょうゆ部門	キッコーマンしょうゆ 等	17.9
	デルモンテ部門	デルモンテ缶詰、調味料 等	
	その他食料品部門	健康食品 等	
海外 食料品卸売事業		東洋食品 等	38.9



(注) 上記の売上高構成比は、各事業間の取引を相殺消去した後の数値にて表示しております。

(8) 主要な営業所及び工場等

① 当社

本店 野田本社 千葉県野田市野田250番地

営業所 東京本社（東京都港区）

研究所 研究開発本部（千葉県野田市）

② 子会社

キッコーマン食品(株)	本店	千葉県野田市
	工場	野田工場（千葉県）、高砂工場（兵庫県）
	営業所	本社（東京都）、北海道支社（北海道）、東北支社（宮城県）、関東支社（群馬県）、首都圏支社（東京都）、中部支社（愛知県）、近畿支社（大阪府）、中四国支社（広島県）、九州支社（福岡県）他
キッコーマン飲料(株)	本店	千葉県野田市
	営業所	本社（東京都）他
キッコーマンビジネスサービス(株)	本店	千葉県野田市
	営業所	本社（東京都）他
キッコーマンバイオケミファ(株)	本店	千葉県野田市
	営業所	本社（東京都）他
	工場	江戸川プラント（千葉県）、鴨川プラント（千葉県）
日本デルモンテ(株)	本店	群馬県沼田市
	営業所	東京本社 他
	工場	群馬工場、長野工場
マンズワイン(株)	本店	東京都港区
	工場	勝沼ワイナリー（山梨県）、小諸ワイナリー（長野県）
JFCジャパン(株)	本店	東京都中央区
	営業所	大阪支店、米国支店（ワシントン州）
宝醤油(株)	本店	東京都中央区
	営業所	西日本営業部（大阪府）他
	工場	銚子工場（千葉県）
キッコーマンソイフーズ(株)	本店	東京都中央区
	営業所	東北営業部（宮城県）、関東営業部（東京都）、中部営業部（愛知県）、西日本営業部（大阪府）
	工場	埼玉工場、岐阜工場、茨城工場
KIKKOMAN FOODS, INC.	本社	米国ウィスコンシン州
	工場	ウィスコンシン工場、カリフォルニア工場

KIKKOMAN SALES USA, INC.	本 社	米国カリフォルニア州
	営 業 所	サンフランシスコ、ロサンゼルス、ダラス、シカゴ、 ニューヨーク、アトランタ 他
JFC INTERNATIONAL INC.	本 社	米国カリフォルニア州
	営 業 所	サンフランシスコ、ロサンゼルス、シカゴ、ニューヨ ーク、アトランタ 他
COUNTRY LIFE, LLC	本社・工場	米国ニューヨーク州
KIKKOMAN FOODS EUROPE B. V.	本社・工場	オランダ
KIKKOMAN (S) PTE. LTD.	本社・工場	シンガポール
SIAM DEL MONTE COMPANY LIMITED	本社・工場	タイ
統萬股份有限公司	本社・工場	台湾
統万珍極食品有限公司	本社・工場	中国

(9) 従業員の状況

事業別名称	従業員数	前期末比増減
国内 食料品製造・販売事業	2,353 名	43 名
国内 その他事業	507	△8
海外 食料品製造・販売事業	1,857	702
海外 食料品卸売事業	1,621	109
全社 (共通)	433	△8
合 計	6,771	838

(注) 当社グループからグループ外への出向者及び臨時従業員を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含めて記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
(株)みずほ銀行	百万円 2,000

(注) 上記のほか、(株)三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン11,000百万円及び(株)みずほ銀行を主幹事とするシンジケートローン2,000百万円があります。

2 会社の株式に関する事項

- 発行可能株式総数 600,000,000株
- 発行済株式の総数 210,383,202株
(うち自己株式17,192,143株)
- 株主数 17,803名
- 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	21,124 ^{千株}	10.93 [%]
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	11,580	5.99
(株)千秋社	6,720	3.48
(株)茂木佐	6,140	3.18
明治安田生命保険 (相)	4,959	2.57
(株)引高	4,796	2.48
(有)くしがた	4,171	2.16
(株)丸仁ホールディングス	3,884	2.01
公益財団法人野田産業科学研究所	3,727	1.93
公益財団法人興風会	3,272	1.69

- (注) 1. 当社は、自己株式17,192,143株を保有しておりますが、上記上位10名からは除外して記載しております。
2. 上記の持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除した株数により算出しております。

3 会社の新株予約権等に関する状況

該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	役位及び担当	重要な兼職の状況
取締役	茂木 友三郎	名誉会長 取締役会議長	公益財団法人日本生産性本部会長 東武鉄道(株)社外監査役 (株)フジ・メディア・ホールディングス社外監査役 カルビー(株)社外取締役 (株)オリエンタルランド社外取締役
代表取締役社長	堀切 功章	社長CEO (最高経営責任者)	キッコーマン食品(株)代表取締役社長
代表取締役	齋藤 賢一	専務執行役員 国際事業本部長 海外関係会社 健康食品事業 担当	
代表取締役	天野 克美	専務執行役員CHO (最高人事責任者) 法務・コンプライアンス部 キッコーマン総合病院 人事 品質保証 国内関係会社 担当	キッコーマンビジネスサービス(株)代表取締役社長
取締役	山崎 孝一	専務執行役員CSO (最高戦略責任者) 経営企画室長 事業戦略部 事業開発部 内部統制部 監査部 購買 担当	
取締役	島田 政直	専務執行役員	KIKKOMAN SALES USA, INC. 取締役社長
取締役	重山 俊彦		キッコーマン飲料(株)代表取締役社長 キッコーマンバイオケミファ(株)代表取締役社長 キッコーマンソイフーズ(株)代表取締役社長
取締役	中野 祥三郎	常務執行役員CFO (最高財務責任者) 経理 情報システム 担当	
取締役	福井 俊彦		一般財団法人キャノングローバル戦略研究所理事長 信越化学工業(株)社外取締役
取締役	尾崎 護		富士急行(株)社外取締役 (株)ワコールホールディングス社外取締役
取締役	井口 武雄		三機工業(株)社外監査役 (株)カネカ社外取締役
常勤監査役	小澤 隆		
常勤監査役	森 孝一		
監査役	高後 元彦		紀尾井坂テーミス総合法律事務所パートナー (弁護士)
監査役	梶川 融		太陽有限責任監査法人代表社員 会長 (株)柿安本店社外監査役 三菱鉛筆(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役福井俊彦、尾崎護及び井口武雄の3氏は、社外取締役であります。なお、当社は3氏を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。
2. 監査役高後元彦及び梶川融の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。
3. 監査役小澤隆氏は、当社及び当社子会社における経理部門での業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役森孝一氏は、当社経理部及び内部統制部での業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役梶川融氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と、取締役福井俊彦、尾崎護及び井口武雄の3氏並びに監査役小澤隆、森孝一、高後元彦及び梶川融の4氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分			人 数	報酬等の額
			名	百万円
取	締	役	11	417
監	査	役	4	76
合		計	15	493

(注) 使用人兼務取締役の使用人分給与相当額はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者又は社外役員等との重要な兼職に関する事項

各社外役員の重要な兼職の状況につきましては、「4 (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載の通りであり、当社との間に特別な関係はありません。

② 当期における主な活動状況

	取締役会及び監査役会における発言状況	取締役会への出席状況
		監査役会への出席状況
取締役 福井 俊彦	当事業年度開催の取締役会11回すべてに出席し、主に金融の分野で指導的な役割を果たした同氏の豊富な経験と幅広い知識に基づく、客観的な視点、大所高所からの幅広い発言を行っております。	11回/11回 (100%)
		—
取締役 尾崎 護	当事業年度開催の取締役会11回すべてに出席し、主に行政及び金融の分野で指導的な役割を果たした同氏の豊富な経験と幅広い知識に基づく、客観的な視点、大所高所からの幅広い発言を行っております。	11回/11回 (100%)
		—
取締役 井口 武雄	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、主に同氏の企業経営における幅広い経験と豊富な見識に基づく、大所高所からの視点による発言を行っております。	10回/11回 (90.9%)
		—
監査役 高後 元彦	当事業年度開催の取締役会11回及び監査役会8回すべてに出席し、主に同氏の弁護士としての高い見識と専門性、豊富な経験に基づく、客観的かつ公正な視点から助言を行っております。	11回/11回 (100%)
		8回/8回 (100%)
監査役 梶川 融	当事業年度開催の取締役会11回及び監査役会8回すべてに出席し、主に同氏の公認会計士としての高い見識と専門性、豊富な経験に基づく、客観的かつ公正な視点から助言を行っております。	11回/11回 (100%)
		8回/8回 (100%)

③ 社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の額
	名	百万円
社外役員の報酬等の総額	5	56

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当年に係る会計監査人としての報酬等の額	132
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	209

- (注) 1. 「1 (6) 重要な子会社の状況」に記載の子会社のうち、法定監査の必要な在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（又は公認会計士）の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できませんので、当年に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の前期の職務遂行状況を評価した上で、会計監査人の当期の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行い、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、国際財務報告基準(IFRS) 検討に関する助言等について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

- ① 処分の対象者
新日本有限責任監査法人
- ② 処分の内容
 - 1) 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
 - 2) 業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ③ 処分理由
 - 1) 新日本有限責任監査法人は、(株)東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、同監査法人の7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
 - 2) 同監査法人の運営が著しく不当と認められた。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及びその子会社から成る企業集団における取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は法令、定款及び社会規範を順守するためのキックマングループ行動規範を制定し、当社及びグループ各社（当社子会社をいう。以下同じ）の取締役等及び使用人に周知・徹底を図る。
 - 2) 当社はキックマングループ企業倫理委員会規則に基づきキックマングループ企業倫理委員会及び国内グループ内のコンプライアンスに関する内部通報窓口を設置するとともに、海外主要グループ各社もそれぞれ内部通報窓口を設置し、当社及びグループ各社の行動規範に対する違反の予防又はその解決を図る。
 - 3) 当社は関係会社管理規程を制定し、当社及びグループ各社の適法性、倫理性及び財務報告の信頼性を確保する。また、関係会社管理規程に基づいて当社取締役及び執行役員を担当役員として定め、グループ各社が適切な意思決定を行うよう指導・管理する。
 - 4) 当社は当社及びグループ各社に適用される意思決定ガイドラインをそれぞれ制定し、当社及びグループ各社における金額や重要性に応じた決議・決裁の基準を明らかにする。
 - 5) 当社は当社及びグループ各社における法令等の順守等を目的として内部監査を実施する監査部を設置する。
 - 6) 当社監査役は当社の監査を行うとともに、グループ各社監査役との定期的な意見交換等を通じて、当社及びグループ各社の法令及び定款の順守状況を確認する。
 - 7) 当社は法務・コンプライアンス部を設置し、当社及びグループ各社においてリーガルリスクを未然に防ぐ体制を整備するとともに、コンプライアンス研修の開催等を通じてコンプライアンス意識の向上を図る。
 - 8) 当社は当社取締役会の監視機能を強化するため、当社が定めた社外役員の独立性に関する基準に従い独立社外取締役を選任する。
 - 9) 当社は財務報告に係る内部統制について内部統制委員会及び内部統制部を設置するとともに、財務報告に係る内部統制に関する基本方針書を制定し、適切な運用・管理を図り、財務報告の信頼性を確保する。

- 10) 当社及びグループ各社はキックマングループ行動規範に掲げる反社会的な行為や違法な利益供与を行わないという方針に基づき、契約書への暴力団排除条項の記載等を行い、反社会的勢力を排除する。また、不当要求に備えて、警察、顧問弁護士等の外部専門機関と連携する。
- ② 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - 1) 関係会社管理規程で定める担当役員及び主要グループ各社の社長はCEOに対し定期的に経営報告を行う。
 - 2) 当社はCEO及びグループ各社社長が出席する会議体をグループ各社の規模や地域等に合わせて設置し、重要な経営案件に係る情報の報告を受ける体制を整備する。
- ③ 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 当社は当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について、文書管理統括責任者として担当取締役を定める。
 - 2) 当社は文書管理規程に基づき、文書（電磁的記録を含む。以下同じ）により保存及び管理を行う。文書の保存については担当部署においてこれを行い、当社取締役及び監査役から閲覧の要請があったときは速やかに対応できるよう管理する。
 - 3) 当社及び対象となるグループ各社は当社が定めるキックマングループ個人情報保護規程に基づき、個人情報を厳重に管理する。
 - 4) 当社及び対象となるグループ各社は当社が定めるキックマングループ機密情報管理規則に基づき、機密情報の適正な保存、管理及び活用を行う。
- ④ 当社及びその子会社から成る企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社は当社及びグループ各社を対象に含めるキックマングループリスクマネジメント規程に基づき、リスク管理体制の適用範囲にグループ各社を含め、グループ全体のリスクマネジメントを推進する。
 - 2) 当社取締役及び執行役員は担当する子会社及び部門を指揮し、当社及びグループ各社の損失の危険を回避・予防し、又は管理するものとする。損失の危険が現実化した場合には、速やかに担当の取締役に報告することにより、リスク管理を図るものとする。
 - 3) 当社はグループ経営会議においてグループ各社の事業に係るリスク評価を定期的に行う。
 - 4) 当社は危機管理委員会を設置し、事故・災害等のグループに影響を及ぼす危機発生時に適切かつ迅速に対処するものとする。
 - 5) 当社はキックマングループ品質方針を定め、グループ主要製造会社に品質保証担当部門を設置するとともに、グループ横断の委員で構成される品質保証委員会を開催し、安全性、法令の順守、社会的公正性の確保を図る。

- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社は当社取締役会の意思決定及び業務監督機能と、当社執行役員の業務執行機能を分離する。
 - 2) 当社取締役会はグループ経営戦略の策定、重要な意思決定及び当社執行役員の業務監督を行う。
 - 3) 当社はCEOをグループ全体の最高経営責任者とし、グループ経営会議をその意思決定のための審議機関とする。グループ経営会議ではグループ経営に関わる広範な内容について審議し、効率的な意思決定と速やかな執行につなげる。
 - 4) 当社はCEO及びグループ各社社長が出席する会議体をグループ各社の規模や地域等に合わせて設置し、グループ各社に対して評価及び改善指示等を行う。
- ⑥ 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の当社取締役からの独立性並びに当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 1) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役補助者を選任する。当該監査役補助者の選任、解任に関しては当社監査役の同意を必要とし、人事考課については当社監査役がこれを行うことにより、当社取締役からの独立性を確保する。
 - 2) 監査役補助者に対する指示・命令は当社監査役が行うこととし、当該指示・命令に関して当社取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 当社及びその子会社から成る企業集団における取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 1) 当社の取締役及び使用人並びにグループ各社の取締役等、監査役及び使用人は、取締役会及び社内重要な会議を通じて、また、定期報告等によって、重要な意思決定及び業務執行の状況を当社監査役に報告する。
 - 2) 当社及びグループ各社の監査部等の内部統制部門は内部監査の結果を、また、企業倫理委員会は内部通報窓口への報告内容を適宜当社監査役に報告する。
 - 3) 当社の取締役及び使用人並びにグループ各社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととする。
 - 4) 当社監査役はグループ各社監査役と情報共有や報告のための会議を行う。
- ⑧ 当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社代表取締役は定期的に当社監査役と意見交換を行う。

- 2) 当社監査役は会計監査人と会合を設けて意見交換を行うとともに、当社及びグループ各社の監査部門とも相互に連携を図りながら、監査業務を行う。
- ⑨ 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
 - 1) 当社は当社監査役の職務の執行について生ずる費用等を当社監査役からの請求に応じて遅滞なく支払うこととする。
 - 2) 当社は前払等についても同様に、当社監査役からの要請に応じることとする。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンス体制
 - 1) 当社はキッコーマングループ行動規範を周知・徹底するため、グループ横断的にコンプライアンス研修等の取り組みを実施いたしました。また、当社及びグループ会社の幹部社員等から、行動規範を順守する旨の誓約書を受領いたしました。
 - 2) 当社は内部通報窓口である企業倫理ホットライン等に寄せられた通報や相談に対応するとともに、当社監査役に適宜報告を行いました。また、通報者が不利な取扱いを受けていないことを確認いたしました。加えて、キッコーマングループ企業倫理委員会を12回開催し、通報等への対応状況を含むコンプライアンスの順守状況を確認し、取締役会に報告いたしました。
 - 3) 当社はグループ会社から当社へのコンプライアンスを含む事項に係る報告体制を整備・運用し、事業活動の適法性、倫理性及び財務報告の信頼性を強化するため、「企業の社会的責任調査」をグループ横断的に実施し、調査の結果を取締役会に報告いたしました。
- ② リスク管理体制
 - 1) 当社はグループ各社から収集した事業に係るリスクと他社事例等をもとに、四半期毎にグループ経営会議において、事業に係るリスクの評価を行いました。また、評価されたリスクに対する統制の整備・運用状況及びそれに対する監視体制を一覧管理することで、事業に係るリスクに対する管理体制を強化いたしました。
 - 2) 当社はキッコーマングループリスクマネジメント規程に基づき、危機管理委員会を設置し、取締役である委員長の下、重要案件に関する対応を行いました。当社及びグループ会社は危機の予兆が認められる場合や事故等が発生した場合、報告ルールに基づき、危機管理委員会に報告を行いました。また、事業継続計画（BCP）をはじめとする主要リスクに対する対応策を整備し、適宜訓練及び見直しを行っております。

-
- 3) 当社は当社品質保証部を中心に、グループ横断的に品質保証及び品質管理の強化に取り組みました。当社は品質保証委員会を毎月開催するとともに、国内外の主要工場において工程検査を行い、安全性、法令の順守、社会的公正性の確保に取り組みました。
- ③ グループの経営管理体制
- 1) 当社は執行役員制度を導入し、意思決定ガイドラインを設け、取締役会が業務執行の権限を執行役員に委譲しております。
 - 2) 当社は取締役及び執行役員を関係会社担当役員として定めております。国内外の主要グループ会社の社長及び関係会社担当役員は、それぞれの規模に応じた頻度でCEOへ業績等を報告いたしました。また、当社はグループ経営会議を適宜開催し、CEOの意思決定のための審議とグループ経営に関する重要事項の報告を行いました。
 - 3) 当社はグループ各社の業績を月次で地域別、事業別に連結ベースで把握し、予算、前年と比較、分析すること等により業績管理を行い、その結果を取締役会、グループ経営会議等に報告いたしました。
- ④ 監査役の職務執行
- 1) 監査役は当社及び監査役を兼務している国内グループ会社の取締役会等の重要会議に出席し、重要事項の報告を聴取するとともに、内部統制システムの整備・運用状況を確認いたしました。また、監査役を兼務していないグループ会社とは、グループ監査役連絡会を開催し、情報を共有いたしました。
 - 2) 監査役は国内外のグループ会社に往査し、内部統制システムの整備・運用状況を直接確認いたしました。
 - 3) 監査役は内部監査を担当する部門、財務報告に係る内部統制の評価を担当する部門、会計監査人等と定期的に情報・意見を交換するとともに、CEOとも定期的に意見交換を行い、監査の実効性を高めました。

7 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社定款第13条の定めに基づき、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、又は結果として株券等の保有割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（以下、かかる行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を実施する者及び実施しようとする者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）として、下記(3)の要領で新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつきまして、以下の通り株主の皆様のご承認をいただいております。

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、17世紀以来積み上げてきた伝統と、時代を洞察する革新性を経営風土とし、会社創立以来およそ100年にわたって、独自のビジネスモデルの構築及び企業価値の向上に努めてまいりました。当社及び当社グループが培ってきたビジネスモデルは、日本の食文化の中心的役割を果たしてきたしょうゆを国内及び海外に展開することを核とするものであり、各国固有の食文化や地域特性への理解及び高い品質と安全性を確保するための各種技術・ノウハウ等を継承し、発展させることで獲得してきたものであり、これらを自らのものとして経営することなく当社及び当社グループの企業価値を向上させることは困難であると考えております。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が行われ、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価する際、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等も含めた十分な情報が適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。当社取締役会は、そのための合理的な仕組みとして、後述する大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）が必要であると考えており、かかる大規模買付ルールについては、平成28年6月23日開催の第105回定時株主総会においてご承認をいただいております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社グループでは、2020年（平成32年）を目標にした将来ビジョン「グローバルビジョン2020」を策定し、しょうゆを中心としたグローバルな事業展開を発展させるとともに、食を通じて人々の健康的な生活を支援し、さらに、社会の公器としての責任を果たすことによって、地球社会にとって存在意義のある企業になることをめざしております。また、「グローバルビジョン2020」の実現に向けて、中期経営計画（平成27年度から平成29年度）を定めております。

(3) 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

① 本方針導入の目的と基本的な枠組み

当社取締役会は、大規模買付行為が、以下において記載する大規模買付ルールに従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合や、大規模買付ルールを順守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会により最終的に判断される場合には、当社取締役会は、特別委員会（下記「(4) ④ 独立性の高い社外者の判断の重視」の通り設置される組織をいいます。）の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当て（下記「③ 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の実施（以下、「対抗措置」といいます。））を決議することができるものといたします。

② 大規模買付ルールの内容

1) 大規模買付情報の提供

大規模買付行為を実施しようとする大規模買付者には、当該大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、買付け等の内容の検討に必要なかつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）及び大規模買付ルールに従う旨の誓約文言を記載した書面を当社の定める書式により提出していただきます。

2) 特別委員会による大規模買付情報の検討・評価等

特別委員会が、大規模買付者から大規模買付情報として十分な情報をすべて受領したと認めるときは、速やかにその旨を公表いたします。

特別委員会は、当該公表日を開始日とし、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等のすべての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を「特別委員会評価期間」（合理的に必要な範囲（但し、30日間を上限といたします。））で延長することができます。）として、検討、評価及び意見形成を行うものといたします。

特別委員会は、特別委員会評価期間を延長する場合には、延長するに至った理由、延長期間その他特別委員会が適切と認める事項について、当該延長の決定後速やかに、情報開示を行います。但し、特別委員会は、買収を断念させることを目的として評価期間の延長を行うなど、大規模買付ルール設定の主旨を逸脱するような運用は行わないことといたします。

大規模買付行為は、特別委員会評価期間が終了し、当社取締役会が対抗措置に関する決定を行った後に開始されるべきものといたします。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合、特別委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動するよう当社取締役会に勧告することがあります。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動について速やかに最終的な決議を行い、その理由も含め公表いたします。

本方針に基づく対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行う場合には、大規模買付者及びそのグループ（以下、「大規模買付者等」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点のすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てます。

2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるときには、特別委員会は、対抗措置を発動するよう当社取締役会に勧告することがあります。具体的には、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、原則として、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

なお、大規模買付ルールが順守されている場合における対抗措置発動の勧告は、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと明らかに認定されるときに限って行われるものであり、当該大規模買付行為が以下のいずれかに形式的に該当すると認められることのみを理由として行われることはないものといたします。

- (a) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買付けを行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- (b) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買付けを行っているとは判断される場合
- (c) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買付けを行っているとは判断される場合

- (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買付けを行っているとは判断される場合
- (e) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収等、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (f) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (g) 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、従業員、取引先、消費者、地域社会その他の利害関係者との関係又は当社ブランド価値を破壊し、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- (h) 大規模買付者がいわゆる反社会的勢力と認められるなど、公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(4) 当該取り組みが基本方針に沿うものであり、かつ株主共同の利益を損なうものではないこと、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと（本方針の合理性）

本方針は、以下の通り、高度な合理性を有しております。

- ① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること
本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しており、さらに、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された買収防衛策の在り方にも沿っております。
- ② 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
本方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間等を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。
- ③ 会社法上の適法性を具備し、株主の合理的意思に依拠したものであること
本方針の定める対抗措置は、新株予約権無償割当てに関する事項について、株主総会の決議又は株主総会から委任された当社取締役会の決議により決定することができる旨の当社定款第13条の

規定に基づいており、会社法上の適法な根拠を有しております。また、本方針は、平成28年6月23日開催の第105回定時株主総会において、株主の皆様のご賛同を得ております。なお、本方針の有効期間は同株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、有効期間満了前であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止されます。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、対抗措置発動等の運用に際して、特別委員会を設置しました。

特別委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から選任されるものとしております。

現在、当社は、当社の社外取締役3名を特別委員会の委員として選任しております。いずれの委員も、東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。

⑤ 合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥ 当社取締役の任期

当社は、取締役の任期を1年としております。従いまして、当社は、毎年の定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本方針に関する株主の皆様の意思を確認する手続きを経ることとなっております。

⑦ 廃止が困難な買収防衛策ではないこと

本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされております。従いまして、本方針は、取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策（いわゆるデッドハンド型）ではありません。また、本方針は取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策（いわゆるスローハンド型）でもありません。

なお、本方針の全文はインターネット上の当社ウェブサイト

(https://www.kikkoman.co.jp/library/ir/library/disclosure/pdf/20160427_3.pdf) に掲載しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中に記載してある金額、株式数は、特に注記のない限り表示単位未満を切り捨て、パーセント (%) 表示は、表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額             | 科目             | 金額             |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| <b>資産の部</b>     |                | <b>負債の部</b>    |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>166,958</b> | <b>流動負債</b>    | <b>51,875</b>  |
| 現金及び預金          | 45,297         | 支払手形及び買掛金      | 21,196         |
| 受取手形及び売掛金       | 54,930         | 短期借入金          | 2,820          |
| 有価証券            | 1,184          | リース債務          | 44             |
| 商品及び製品          | 34,120         | 未払金            | 16,771         |
| 仕掛品             | 10,855         | 未払法人税等         | 1,888          |
| 原材料及び貯蔵品        | 4,640          | 賞与引当金          | 2,383          |
| 繰延税金資産          | 4,534          | 役員賞与引当金        | 101            |
| その他             | 11,877         | その他            | 6,668          |
| 貸倒引当金           | △483           | <b>固定負債</b>    | <b>64,936</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>194,290</b> | 社債             | 30,000         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>106,344</b> | 長期借入金          | 13,300         |
| 建物及び構築物         | 42,449         | リース債務          | 54             |
| 機械装置及び運搬具       | 33,987         | 繰延税金負債         | 9,048          |
| 土地              | 22,273         | 役員退職慰労引当金      | 786            |
| リース資産           | 234            | 環境対策引当金        | 349            |
| 建設仮勘定           | 3,592          | 退職給付に係る負債      | 4,521          |
| その他             | 3,807          | その他            | 6,877          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>11,595</b>  | <b>負債合計</b>    | <b>116,811</b> |
| のれん             | 5,826          | <b>純資産の部</b>   |                |
| その他             | 5,769          | <b>株主資本</b>    | <b>217,528</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>76,350</b>  | 資本金            | 11,599         |
| 投資有価証券          | 63,180         | 資本剰余金          | 13,914         |
| 長期貸付金           | 919            | 利益剰余金          | 222,614        |
| 退職給付に係る資産       | 6,523          | 自己株式           | △30,600        |
| 繰延税金資産          | 2,442          | その他の包括利益累計額    | 22,481         |
| その他             | 4,045          | その他有価証券評価差額金   | 20,306         |
| 貸倒引当金           | △762           | 繰延ヘッジ損益        | △3             |
| <b>資産合計</b>     | <b>361,248</b> | 為替換算調整勘定       | 2,652          |
|                 |                | 退職給付に係る調整累計額   | △473           |
|                 |                | <b>非支配株主持分</b> | <b>4,427</b>   |
|                 |                | <b>純資産合計</b>   | <b>244,437</b> |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b> | <b>361,248</b> |

# 連結損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    |         |
|-----------------|--------|---------|
| 売上高             |        | 402,174 |
| 売上原価            |        | 242,343 |
| 売上総利益           |        | 159,830 |
| 販売費及び一般管理費      |        |         |
| 販売費             | 96,482 |         |
| 一般管理費           | 30,505 | 126,988 |
| 営業利益            |        | 32,842  |
| 営業外収益           |        |         |
| 受取利息            | 148    |         |
| 受取配当金           | 1,369  |         |
| 持分法による投資利益      | 4      |         |
| 受取賃貸料           | 712    |         |
| 為替差益            | 560    |         |
| その他             | 1,662  | 4,458   |
| 営業外費用           |        |         |
| 支払利息            | 762    |         |
| 売上割引            | 719    |         |
| その他             | 3,781  | 5,264   |
| 経常利益            |        | 32,037  |
| 特別利益            |        |         |
| 有形固定資産売却益       | 46     |         |
| 投資有価証券売却益       | 166    | 213     |
| 特別損失            |        |         |
| 固定資産減損損失        | 443    |         |
| のれん償却額          | 3,813  |         |
| 関係会社株式評価損       | 103    |         |
| 関係会社株式売却損       | 377    |         |
| 社債償還損           | 432    | 5,170   |
| 税金等調整前当期純利益     |        | 27,079  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 8,379  |         |
| 法人税等調整額         | △5,162 | 3,216   |
| 当期純利益           |        | 23,863  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |        | 53      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        | 23,810  |

# 計算書類

## 貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額             |
|-----------------|----------------|
| <b>資産の部</b>     |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>64,879</b>  |
| 現金及び預金          | 34,805         |
| 売掛金             | 7,016          |
| 貯蔵品             | 89             |
| 前払費用            | 52             |
| 繰延税金資産          | 1,118          |
| 関係会社短期貸付金       | 12,988         |
| その他             | 8,812          |
| 貸倒引当金           | △4             |
| <b>固定資産</b>     | <b>171,204</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>14,412</b>  |
| 建物              | 5,462          |
| 構築物             | 278            |
| 機械及び装置          | 32             |
| 工具、器具及び備品       | 648            |
| 土地              | 7,720          |
| リース資産           | 11             |
| 建設仮勘定           | 258            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>198</b>     |
| ソフトウェア          | 198            |
| その他             | 0              |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>156,593</b> |
| 投資有価証券          | 56,429         |
| 関係会社株式          | 83,662         |
| 関係会社出資金         | 2,770          |
| 従業員に対する長期貸付金    | 20             |
| 関係会社長期貸付金       | 11,090         |
| 更生債権等           | 673            |
| 前払年金費用          | 1,481          |
| その他             | 1,159          |
| 貸倒引当金           | △693           |
| <b>資産合計</b>     | <b>236,084</b> |

| 科目             | 金額             |
|----------------|----------------|
| <b>負債の部</b>    |                |
| <b>流動負債</b>    | <b>55,999</b>  |
| 買掛金            | 374            |
| 短期借入金          | 34,577         |
| 1年内返済予定の長期借入金  | 17,692         |
| リース債務          | 6              |
| 未払金            | 1,654          |
| 未払費用           | 239            |
| 預り金            | 94             |
| 賞与引当金          | 578            |
| 役員賞与引当金        | 73             |
| その他            | 708            |
| <b>固定負債</b>    | <b>86,680</b>  |
| 社債             | 30,000         |
| 長期借入金          | 13,300         |
| 関係会社長期借入金      | 33,403         |
| リース債務          | 5              |
| 繰延税金負債         | 6,776          |
| 退職給付引当金        | 571            |
| 役員退職慰労引当金      | 537            |
| その他            | 2,084          |
| <b>負債合計</b>    | <b>142,679</b> |
| <b>純資産の部</b>   |                |
| <b>株主資本</b>    | <b>73,294</b>  |
| 資本金            | 11,599         |
| <b>資本剰余金</b>   | <b>21,412</b>  |
| 資本準備金          | 21,192         |
| その他資本剰余金       | 219            |
| <b>利益剰余金</b>   | <b>70,844</b>  |
| 利益準備金          | 2,899          |
| その他利益剰余金       | 67,944         |
| 従業員福利基金        | 10             |
| 従業員退職手当基金      | 50             |
| 研究基金           | 50             |
| 配当準備積立金        | 420            |
| 納税積立金          | 362            |
| 固定資産圧縮積立金      | 1,269          |
| 特別償却準備金        | 9              |
| 別途積立金          | 57,190         |
| 繰越利益剰余金        | 8,583          |
| <b>自己株式</b>    | <b>△30,561</b> |
| 評価・換算差額等       | 20,109         |
| その他有価証券評価差額金   | 20,109         |
| <b>純資産合計</b>   | <b>93,404</b>  |
| <b>負債純資産合計</b> | <b>236,084</b> |

# 損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    |               |
|-----------------|--------|---------------|
| <b>売上高</b>      |        |               |
| 関係会社受取配当金       | 5,888  |               |
| グループ運営収入        | 10,155 |               |
| 不動産賃貸収入         | 584    |               |
| その他の売上高         | 3,612  | 20,241        |
| <b>売上原価</b>     |        |               |
| 当期商品仕入高         | 2,555  |               |
| 計               | 2,555  |               |
| 他勘定振替高          | 13     |               |
| 不動産賃貸原価         | 224    | 2,767         |
| <b>売上総利益</b>    |        | <b>17,474</b> |
| 販売費及び一般管理費      |        |               |
| 販売費             | 629    |               |
| 一般管理費           | 10,925 | 11,554        |
| <b>営業利益</b>     |        | <b>5,919</b>  |
| <b>営業外収益</b>    |        |               |
| 受取利息            | 249    |               |
| 受取配当金           | 1,125  |               |
| 受取ロイヤリティー       | 239    |               |
| 受取賃貸料           | 511    |               |
| その他             | 819    | 2,944         |
| <b>営業外費用</b>    |        |               |
| 支払利息            | 225    |               |
| 社債利息            | 581    |               |
| 賃貸費用            | 202    |               |
| その他             | 1,745  | 2,755         |
| <b>経常利益</b>     |        | <b>6,109</b>  |
| <b>特別利益</b>     |        |               |
| 有形固定資産売却益       | 43     |               |
| 投資有価証券売却益       | 16     |               |
| 関係会社株式売却益       | 876    | 936           |
| <b>特別損失</b>     |        |               |
| 関係会社株式評価損       | 9,566  |               |
| 関係会社出資金評価損      | 284    |               |
| 社債償還損           | 432    | 10,283        |
| <b>税引前当期純損失</b> |        | <b>△3,237</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    | △2,385 |               |
| 法人税等調整額         | △2,901 | △5,286        |
| <b>当期純利益</b>    |        | <b>2,049</b>  |

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

キッコーマン株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 網本重之<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 狩野茂行<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キッコーマン株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キッコーマン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 計算書類に係る会計監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

キッコーマン株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 網本重之®  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 狩野茂行®  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キッコーマン株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、その内容について検討をいたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月16日

キッコーマン株式会社 監査役会  
常勤監査役 小澤 隆 ㊟  
常勤監査役 森 孝一 ㊟  
社外監査役 高後 元彦 ㊟  
社外監査役 梶川 融 ㊟

以上

## 【インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、ご行使下さいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。  
記

### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。)
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。  
\* 「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。
- (4) インターネットによる議決権行使は平成29年6月26日(月曜日)の午後4時35分まで受け付けておりますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。

### 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(プロバイダー接続料金・通信料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はパケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

|                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| システム等に関するお問い合わせ<br>三菱UFJ信託銀行㈱ 証券代行部(ヘルプデスク)<br>電話 0120-173-027(通話料無料)<br>受付時間 午前9時から午後9時まで |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|

《機関投資家の皆様へ》

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以 上

メ 毛

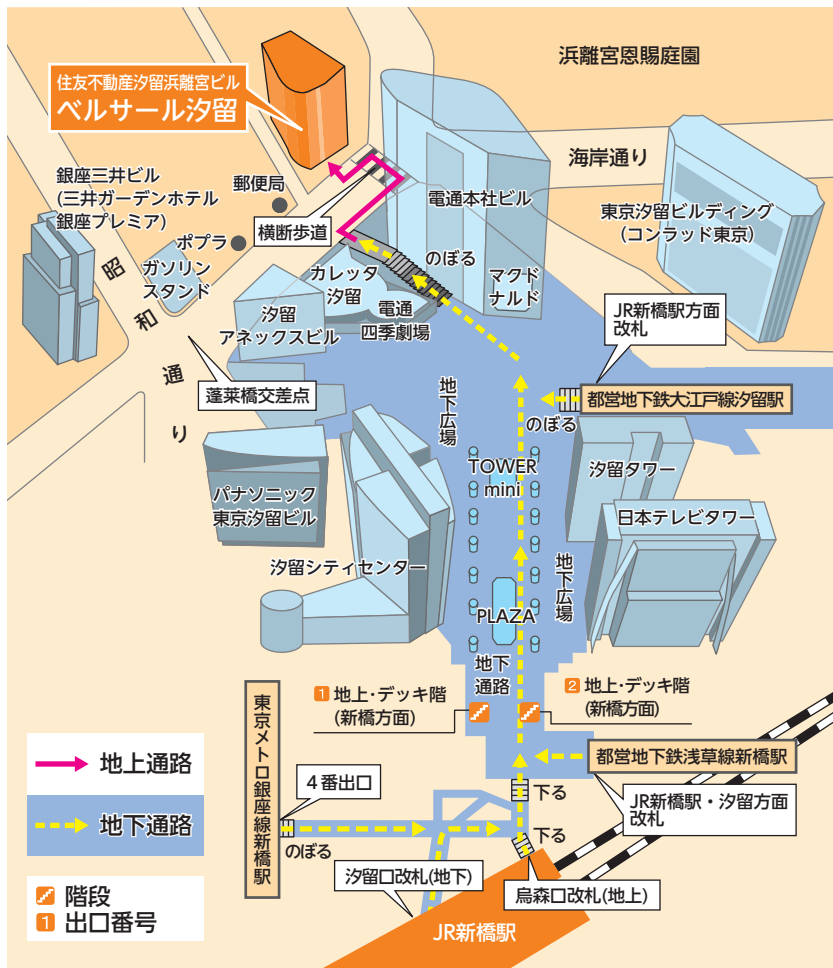
メ 毛

メ 毛

# 株主総会会場ご案内図

**会場** 東京都中央区銀座八丁目21番1号  
住友不動産汐留浜離宮ビル  
ベルサール汐留 地下1階ホール

**電話** 04-7123-5111 (当社代表)



- **都営地下鉄大江戸線** **汐留駅**  
JR新橋駅方面改札より徒歩約6分
- **JR線** **新橋駅**  
烏森口又は汐留口改札より徒歩約9分
- **都営地下鉄浅草線** **新橋駅**  
JR新橋駅・汐留方面改札より徒歩約9分
- **東京メトロ銀座線** **新橋駅**  
4番出口より徒歩約11分

※上記は「地下通路」のご案内図です。

※各路線改札出口より地下通路をお通り下さい。

※会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用下さいますようお願い申し上げます。



環境に配慮した「植物油インキ」を使用しています。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。